

平成26年人事院公示第22号の一部改正について

1 趣旨及び概要

国家公務員法第45条の2第2項第4号に基づく経験者採用試験について、次のとおり改正を行う。

- ① 名称を総務省経験者採用試験（係長級（技術））、試験種目を基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験、受験資格を試験年度の4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日等から起算して12年を経過した者で、高等学校、中等教育学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院の課程等又は職業能力開発短期大学の専門課程、職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程若しくは職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して、電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したものとする試験の新設を行う。
- ② 外務省経験者採用試験（書記官級）の外国語試験（記述試験及び面接）の出題分野にドイツ語を追加する。
- ③ 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）の試験種目から政策課題討議試験を削る。
- ④ 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格に、試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して情報工学、土木、造船工学、数学、物理、林学、砂防、造園又は林産に関する課程を修めて卒業又は修了したものを追加する。

2 公布日及び効力発生日

平成30年7月2日

3 担 当

人材局企画課